

# 児童虐待が疑われる重大事例検証報告書（概要版） 令和5年度発生分

板橋区児童福祉審議会死亡・重大事例等検証部会

## 1 検証の目的及び検証の方法

令和5年度に板橋区内で発生した児童虐待が疑われる重大事例（父・母・姉・本児の四人世帯、DVによる母子逃げ・夫婦間暴力による心理的虐待ケース。同居生活再開後、母の外出中に起きた受傷により心肺停止状態になった事例）について、関係機関に対し、経過等のヒアリング・調査を行い、事例から明らかになった課題等について、検証部会において改善策を検討した。なお、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を目的として実施するものであり、関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

## 2 課題・検討事項

- 同居生活再開後、母が就労で留守中における不就労の父による育児が心配されたが、DVによる母子逃げケースであったことから、母の意向によって子ども家庭総合支援センターによる父への接触・調査ができず、養育能力や育児の状況等の調査・アセスメントができなかった。
- 保育所入所を機に、子ども家庭総合支援センターによる相談を終了し、関係機関に対し、ケースの内容について説明し、見守り・支援と心配な状況があった場合の連絡を依頼しているが、本事例発生前に受傷機転不明の傷・あざに気づいた保育所では、父からの説明及び母への電話確認にとどまり、子ども家庭総合支援センターへの連絡には至らなかったことから、依頼の仕方や内容等に課題があったと考える。

## 3 課題・検討事項に対する提言

- 子どもに関わる機関・関係者においては、母自身の力を回復する「DV対応」と子どもの安全確保を最優先する「子ども虐待対応」の違いを十分に理解し、女性相談担当部署等とのより一層の緊密な連携のもと、常に子どもの最善の利益を優先した判断・対応を行うことが求められることを改めて確認する必要がある。
- 生活環境の変化を伴う相談終了にあたっては、家庭状況を一定期間確認のうえ、父への接触の機会を探るなど、慎重な検討と丁寧な対応が必要であり、また、終了の仕方についても、関係機関へ見守りを依頼する際は、リスクについて共通の認識が持てるよう留意するとともに、関係者会議の開催にかかるルール化なども検討すべきである。
- 要保護児童対策地域協議会の一員である保育所等の関係機関は、リスクが認められる家庭に気づいたときに迅速かつ的確に対応できるよう、その役割を認識しておくことが必要である。

## 4 おわりに ー児童虐待防止に取り組むすべての関係者に向けてー

- 今回の事例は、保育所に通い始めた本児が、家庭においてどのような状況で受傷したのか原因は不明であるが、突然大変重篤な状態となってしまった痛ましい事例である。子どもに関わる全ての大人に対して、子どもの安心・安全と健やかな成長に努めていただくよう、改めてお願いしたい。
- 子ども家庭総合支援センターが受理する児童虐待相談において、心理的虐待が占める割合は約6割を占め、そのうち夫婦喧嘩（いわゆる「面前DV」）によるものが多数ある。単なる夫婦喧嘩と考えるのではなく、暴言・暴力に晒された環境で育つ子どもの気持ちに思いを巡らせるとともに、夫婦間の暴力が子どもに向かう可能性があることにも留意して、面前DVに関する相談に対しても、きめ細かく丁寧に対応することを改めて確認されたい。
- 子どもが所属している関係機関には、受傷機転不明の顔・頭など首から上の受傷は、生命に関わるおそれもある重大な受傷であり、即通告等緊急の対応が必要であること、日々子どもと接する中で子どもへの虐待を発見し、安全確保のために対応できる最前線の機関であることを改めて認識されることをお願いしたい。
- 要保護児童対策地域協議会の活用により、各関係機関が持つ情報や危機意識を共有し、それぞれのリスク評価の視点に反映させることも重要である。その際、各関係機関がより専門的な視点から見立てをし、児童虐待事例に適切に対応できるよう、研修等を通じて、知識や技術の向上に努めていただきたい。また、施設職員等が児童虐待の防止や早期発見についての研修に参加しやすい環境を整備していただきたい。